

報告事項 イ

現業職員の給与に関する規則の一部改正及び鳥取県高等学校現業職員
労働組合との労働協約の一部改訂について

現業職員の給与に関する規則の一部改正及び鳥取県高等学校現業職員労働組合との
労働協約の一部改訂について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対
する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和5年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

現業職員の給与に関する規則の一部改正及び労働協約の一部改訂に係る教育長臨時代理について

令和5年12月27日
教育人材開発課

1 概要

令和5年11月定例県議会において、12月20日に「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が成立し、令和5年4月1日に遡って給料表の改定が施行されたことから、当該条例に準じて現業職員の給与等について規定している「現業職員の給与に関する規則」の改正及び「労働協約」の改訂を行う。

給料表の改定については令和5年12月26日付けで公布・施行されることとなったため、上記規則等の改正について、12月定例教育委員会の開催を待っては処理が間に合わないことから、教育長臨時代理により対応することとした。

2 改正の概要

- ・給料表について、職員の給与に関する条例に定める給料表に準じた給料表に改める。
(国の俸給表改定に準じて、若年層職員を中心に全職員の給与水準を引き上げる。)
※改正内容は別紙のとおり
- ・適用年月日は令和5年4月1日とし、12月28日に改定差額を追給する。
- ・本規則第7条により、定めのない場合は給与条例の適用を受ける者の例によることとしているところ、取扱いを明確化するため、本規則等においても、定年年齢引き上げに伴う60歳以降の7割措置に関する規定、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額についての規定を併せて整備する。

3 スケジュール

- ・令和5年10月4日 県人事委員会による給与勧告(給料表改定等)
- ・令和5年11月14日 各職員団体(合同交渉)と合意
- ・令和5年11月15日 鳥取県高等学校現業職員組合と合意
- ・令和5年12月20日 改正給与条例成立、教育長臨時代理による現業給与規則等の改正
- ・令和5年12月26日 改正給与条例公布、現業給与規則公布、労働協約締結
- ・令和5年12月27日 12月定例教育委員会での報告
- ・令和5年12月28日 改定差額支給

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額(当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。))が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額)を基礎として、給与条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下「短時間勤務職員」という。</u>)の給料月額は、<u>第2項から第4項までの規定にかかわらず</u>、これらの規定による給料月額に、<u>給与条例の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職</u></p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第2項の規定にかかわらず</u>、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、<u>前3項の規定にかかわらず</u>、これらの規定による給料月額に、<u>勤務割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第3条第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

6 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

7 附則第5項の適用を受ける職員には、給与条例の規定の適用を受ける者の例により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

8 前3項に定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額その他前3項の規定の施行に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける者の例による。

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400
	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
	13	176,100	226,800	257,500
	14	177,600	228,200	258,700
	15	179,100	229,600	259,900
	16	180,700	231,000	261,100
	17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600	

19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300

62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300

	105		299,300	347,800
	106		299,600	348,200
	107		300,000	348,600
	108		300,300	349,000
	109		300,500	349,500
	110		300,900	349,900
	111		301,300	350,200
	112		301,600	350,500
	113		301,800	351,000
	114		302,000	351,400
	115		302,300	351,700
	116		302,700	352,000
	117		302,900	352,500
	118		303,100	
	119		303,400	
	120		303,700	
	121		304,100	
	122		304,300	
	123		304,600	
	124		304,900	
	125		305,200	
定年前再任用 短時間勤務職 員		174,600	213,600	246,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下この項及び第4項において「1条改正後規則」という。）第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、1条改正後規則第2条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「7割水準額」とする」とあるのは、「7

割水準額)に、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される1条改正後規則第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、1条改正後規則第2条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額(当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。))が当該額に達しない場合にあっては、7割水準額)を基礎として、給与条例の適用を受ける暫定再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。

- 5 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は給与条例の適用を受ける者の例による。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

- 6 この規則の施行の際現に職員である者については、第2条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下次項及び第8項において「2条改正後規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 7 2条改正後規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 8 2条改正後規則の規定の適用については、給与条例の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

- 9 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

労働協約の一部を改定する協約

第1条 労働協約（令和4年12月26日締結）の一部を次のように改定する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように改定する。

改 訂 後	改 訂 前
<p>(分限及び懲戒)</p> <p>第11条 組合員の分限及び懲戒については、次の法律等を適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>削除</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(分限及び懲戒)</p> <p>第11条 組合員の分限及び懲戒については、次の法律等を適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の再任用に関する条例（平成13年鳥取県条例第2号）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
<p>(給料表)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された組合員（以下「定年前再任用短時間勤務組合員」という。）の給料月額</u>は、給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）を基礎として、職員<u>の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員</u>の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 新たに給料表の適用を受ける職員となった組合員の経験年数は、学歴免許等の資格取得後（初任給基準表の備考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものについては、その就業に必要な免許等の資格を取得後）における期間について別表第3に定める換算率を乗じて得た年数に調整年数を増減した年数とする。この場合において調整年数に</p>	<p>(給料表)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員である組合員（以下「再任用組合員」という。）の給料月額は、給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 新たに給料表の適用を受ける職員となった組合員の経験年数は、学歴免許等の資格取得後（初任給基準表の備考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものについては、その就業に必要な免許等の資格を取得後）における期間について別表第3に定める換算率を乗じて得た年数に調整年数を増減した年数とする。この場合において調整年数に</p>

については、給与条例の規定の適用を受ける者の例による。

6 略

7 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた組合員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった組合員を含む。以下「育児短時間勤務組合員等」という。）及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下「短時間勤務職員」という。）である組合員の給料月額、第1項及び第2項並びに第4項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける育児短時間勤務組合員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。

（定年前再任用短時間勤務組合員等についての適用除外）

第45条 第31条、第32条及び第43条の規定は、定年前再任用短時間勤務組合員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された組合員には、適用しない。

附 則

1 当分の間、組合員の給料月額は、当該組合員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該組合員に適用される給料表の給料月額のうち、第28条第2項の規定により当該組合員の属する職務の級並びに同条第4項から第6項までの規定により当該組合員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、臨時的に任用される組合員その他の法律により任期を定めて任用される組合員及び非常勤組合員には適用しない。

3 附則第1項の規定の適用を受ける組合員には、給与条例の規定の適用を受ける者の例により、附則第1項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。

6 略

7 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた組合員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった組合員を含む。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）である組合員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（再任用組合員等についての適用除外）

第45条 第31条、第32条、第34条及び第43条の規定は、再任用組合員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された組合員には、適用しない。

<u>(暫定再任用職員の給与)</u>	
4	<u>地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の給料月額、給与条例の適用を受ける者の例による。</u>
5	<u>附則第1項から前項までに定めるもののほか、附則第1項及び前項の規定による給料月額の規定の施行に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける者の例による。</u>

第2条 労働協約（令和4年12月26日締結）の一部を次のように改定する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第28条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400
	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
	13	176,100	226,800	257,500
	14	177,600	228,200	258,700
	15	179,100	229,600	259,900
	16	180,700	231,000	261,100
	17	181,800	232,400	262,300
	18	183,200	234,000	263,600
	19	184,600	235,500	264,900
	20	186,000	236,900	266,200
	21	187,300	238,100	267,600
	22	189,600	239,700	269,100
	23	191,800	241,200	270,700
	24	194,000	242,600	272,200
	25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500	

27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100

70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500

	113		301,800	351,000
	114		302,000	351,400
	115		302,300	351,700
	116		302,700	352,000
	117		302,900	352,500
	118		303,100	
	119		303,400	
	120		303,700	
	121		304,100	
	122		304,300	
	123		304,600	
	124		304,900	
	125		305,200	
定年前再任用 短時間勤務職 員		174,600	213,600	246,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年12月26日）

（施行期日）

1 この協約は、締結の日から施行する。

（給与改定に伴う在職者の給与の調整）

2 この協約の締結の際現に組合員である者については、この協約による改正後の労働協約（以下「改正後の協約」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の協約の規定を適用する場合においては、この協約による改正前の労働協約の規定に基づいて支給された給与は、改正後の協約の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

4 改正後の協約の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。